

令和8年度沼津っ子ふれあいセンター在り方検討業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市が、令和8年度沼津っ子ふれあいセンター在り方検討業務委託（以下「本業務」という。）の内容を示すものである。

1 業務委託名

令和8年度沼津っ子ふれあいセンター在り方検討業務委託

2 これまでの経緯と業務目的

本市の公立の子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に利用できる遊び場の提供や、育児相談などを実施することで、子育て世帯の不安を解消し、安心して子育てができる環境づくりを行う施設であるが、令和6年度末にふれあいプラザ「こあら」（今沢小学校内）が閉館し、令和7年度末にせんぼん子育て支援センター「かもめ」（千本小学校内）が閉館する予定である。このような状況の中、現在の子育て世帯のライフスタイルに合わせて施設機能の改善を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するため、公立の子育て支援センターの核となっている沼津っ子ふれあいセンター「ぽっぽ」の移転を含めた在り方検討を行う。

2～3の移転（案）について課題や導入する機能の整理、概算工事費等について比較し、移転の要否又は移転（案）の検討を行う。

なお、委託期間は令和8年4月から令和9年3月までを想定しているが、令和9年度予算要求に向けた府内検討を行う必要があることから、6月には中間報告として在り方検討に必要となる資料を提出することになる。

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書、契約書によるほか、次の法令等に基づき、実施しなければならない。

- (1) 児童福祉法
- (2) 都市計画法
- (3) 都市再生特別措置法
- (4) 建築基準法
- (5) 駐車場法
- (6) 沼津市業務委託契約約款
- (7) その他関係法令等

4 業務内容

- (1) 移転候補地の抽出と比較評価のための条件設計（提出：令和8年5月頃）
保護者等を対象とした「沼津っ子ふれあいセンターぽっぽのあり方に係るアンケー

ト調査」を多角的に分析し、商業ビル等の空きテナントである移転候補地（2～3か所）を抽出し、比較評価のための条件設定を行う。

条件設定に当たっては、設置及び運営主体側が留意すべき、法的整理、面積、導入可能機能、賃料、概算工事費に加え、利用者側の視点として、利便性や安全性などの視点を総合的に整理することとする。

(2) 移転候補地のラフィイメージの設定 （提出：令和8年7月頃）

移転候補地（2～3か所）におけるラフィイメージを作成する。ラフィイメージは、下記の概算工事費及び整備スケジュールの検討に必要な精度を確保する。

(3) 概算工事費等の算出 （提出：令和8年7月頃）

検討案ごとに近年の工事単価や内装工事事例等を踏まえた概算工事費を算出する。

(4) 検討案の整備スケジュールの検討 （提出：令和8年7月頃）

検討案ごとに整備スケジュール案を作成する。

(5) 移転候補地の比較評価 （提出：令和8年7月頃）

上記の検討を基に、移転候補地（2～3か所）及び現施設を比較する。

現施設から移転する際のメリット・デメリットを整理し、移転候補地を評価する。

(6) 完成イメージの作成 （提出：令和8年12月頃）

「(5) 移転候補地の比較評価」において、最も適切と判断される1案について、移転した際の内観について、詳細プランを検討し、イメージパース（3枚程度）を作成する。

(7) 会議等の運営支援

市民、有識者、行政等が出席する会議の運営支援として、資料作成、必要な助言、議事録作成（議事要旨）、意見対応等を行う。

(8) 報告書の作成 （提出：令和9年2月頃）

検討結果を報告書に取りまとめる。

(9) 打合せ協議

意思疎通を図るため、着手時（4月）、中間時（6月頃、9月頃の計2回）、納品時（3月頃）の最低4回以上の打合せ協議を実施し、協議記録簿を作成する。

5 作業計画

受注者は本業務を実施するにあたり、速やかに、業務計画書、工程表、監督員通知書を提出し、承認を受けるものとする。

6 成果品等

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 業務報告書 （A4版、3部。「4 業務内容」(1)～(8)を含むこと。）

(2) 報告書作成のため収集した資料の電子データ一式（CD-ROM等）※Microsoft 製Word、Excel、PowerPoint等で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、沼津市の了解を得るものとする。

6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に沼津市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第4号）等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本業務の進行上、内容の変更が必要となった場合、あるいは本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。